

条例見直し調書

作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
------	--------	---------	--------

条例名	拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例		
条例番号	平成4年神奈川県条例第36号	法規集	第15編第5章第2節
所管室課	警察本部警備部公安第一課		
条例の概要	県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について、必要な規制を行うための事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資するため、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について規制しているものであるが、現在においても暴騒音を発する拡声機の使用がなされており、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例により、県内において暴騒音を発する拡声機の使用が抑制されている。また、街頭宣伝活動等において、拡声機の使用による暴騒音が発せられた場合、本条例に基づく停止命令等により、違反行為者は拡声機の音量を下げ、適正な音量による街頭宣伝活動等に移行するなどしており、有効に機能している。	本条例制定後の検挙状況 ・停止命令違反 6件8人
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例による拡声機の使用の規制は、必要最小限のものである。また、拡声機の使用による暴騒音の禁止、停止命令、拡声機の同時使用に対する勧告、立入調査等を具体的に規定しており、本条例により、拡声機の使用による暴騒音の規制が効率的に行われている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資することを目的として制定されたものであり、「犯罪や事故のない安全で安心なまちづくり」を掲げる県の総合政策である「かながわランドデザイン」に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、拡声機の使用による暴騒音の規制について、罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、公共性の高い拡声機の使用については適用除外としているほか、県民の権利を不当に侵害しないよう適用上の注意規定を設けるなどしており、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			

見	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
直	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられないため。
し	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
結	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
果	5 廃止を検討する。	